

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和４年度 第３回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和５年２月８日（水）	
開催時間	午前１０時００分 ～ 午前１１時５０分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 （仮称）西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改築工事 ・議案第２号 自転車走行環境整備工事（交通対策課工事第１３号） ・議案第３号 日光林間学園厨房用ボイラー改修工事 ・議案第４号 北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画変更等業務委託 ・議案第５号 包括的就労支援業務委託 （２）個別審議（公契約制度検討審議） ・議案第６号 令和４年度の予定価格事後公表の試行実施結果について（１月２５日現在） ３ 報告事項 （１）令和４年度の不調・不落について（１２月末現在） （２）指名停止措置状況について（９月～１２月） （３）令和５年度労働報酬下限額(案)について （４）公契約条例アンケートの実施状況について （５）低入札調査案件について（９月～１２月） ４ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

・定例審議抽出説明

○飯塚会長

定例審議案件の抽出理由ですが、契約金額が高いもの、案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。

・工事契約3件

議案第1号 (仮称) 西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改築工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は14億800万円、契約の相手方は渡喜・丸中建設共同企業体、JV案件です。予定価格については事後公表で、14億1736万円余、落札率は99.34%でした。当該入札は2回目で落札となりました。1億8千万円以上の案件ということで、低入札価格調査及び公契約条例の対象案件です。工事概要といたしましては、当該施設の大規模改修工事です。建築工事に加えて、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事も別業種として発注しております。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格については、公告

書をご覧ください。本件工事は予定価格が14億円強ということで、2者構成によるJV方式で行うこととしております。第一グループは、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がAであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること等を求めています。JV内での出資比率が最大であることも求めています。第二グループは、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がA又はBであること、建設業法に定める専任の監理技術者又は国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること等が必要とさせていただいています。出資比率は第一グループより低く10分の3以上であることを求めています。この資格要件の中で、4JVから希望がありました。審査の結果、一つは入札参加制限により無効になったため、3JVが指名となりました。一つが第一グループA、第2グループBという構成で、他は双方がAという構成でした。開札結果ですが、初度入札ではいずれのJVからも応札がありましたがすべて予定価格超過であり、二度目の入札で渡喜・丸中建設共同企業体が落札しました。二度目の入札では、他の2者は辞退しています。理由としては積算価格が超過したためということです。この案件につきましては、契約変更が行われております。1361万円余の増額、増減率が0.97%の増です。主な内容といたしましては、設計図に記載のない地中障害物が発見され、その撤去、それに伴う地盤改良工事が必要になったためというものです。

○鈴木委員

他の案件でも同様ですが、公告書に設計説明会は行わないとあります。設計説明会を行

うとしたら、どのようなときでしょうか。設計説明会を行うことで、その後の契約変更を防ぐこともできるのではないかと思います。

○契約課長

説明会を行うことで、業者が一同に会する機会になってしまうとすれば、入札への影響が出る可能性があります。発注課へ個別に質問が入ることがあります。それを受けて、設計図書だけでは読み取れないことがあるようなものについては、何らかの形で改めて全体に周知するというのが基本的な考えになります。

○鈴木委員

そうすると、この項目を削除するという考えはありませんか。

○契約課長

必要ないと言えないかもしれませんね。

○鈴木委員

特に引っかかっているわけではありませんが、何故だろうと思っていました。

議案第2号 自転車走行環境整備工事（交通対策課工事第13号）

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は2550万円余、契約の相手方は、中沢建設株式会社、区内業者となります。予定価格については事前公表、2916万円余、落札率は87.45%でした。工事の概要ですが、交通安全施設工の一環として道路車道面に自転車ナビマークの塗装を行うものです。施工箇所は補助253号線、竹ノ塚駅西口地区、花畑地区、葛西用水桜通りです。審議いただくのは、競争入札参加資

格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格については、発注票をご覧ください。申請業種が対象業種の一般土木であること、足立区にある本店で申し込みを行うこと、共同運営格付がB、C又はDであること、当該工事の業種について、建設業法に定める技術者を配置できること等を求めています。また、予定価格が事前公表のため同一業種での施工実績を求めています。入札参加者は21頁のとおりで、審査の結果4者を指名しています。開札結果ですが、初度入札で落札者である中沢建設と二番目の新晃舗装が同額での入札でした。同額の場合はくじ引きによることとなっておりまして、調達サービスのくじ引きのシステムを活用して、中沢建設を落札者とする決定をしております。この案件につきましては、契約変更が行われております。20万円余の減額、増減率が0.81%の減です。内容といたしましては、交通誘導員の配置数が見込んでいたよりも少なかったというものです。

○田中副会長

4者とも予定価格が90%を切るくらいと低いですが、なぜそうなったのかという分析はしているのでしょうか。

○工事契約係長

こちらは自転車ナビを塗装していくもので、数として千と少し、一個いくらかという形で積み上げていくのだと思いますが、単価の差が千倍になって違ってくるので、そういったこともあるのかと考えています。

○秦委員

くじ引きの案件は初めてですが、全体としてどれくらいあるのですか。

○工事契約係長

令和3年度はこの1件だけです。

○秦委員

手続きとしては、当事者が来てくじを引くのですか。

○工事契約係長

入札時に、電子上で好きな番号を指定していただき、同額だった方の、この場合2者ですが、その番号を足し合わせて、それを該当者数の2で割り返して落札者を決めることになっています。

○物品契約係長

すべての業者に、くじになったときに備えてシステム上に入力していただきます。くじになった場合はシステムが自動計算して落札者を決めてくれます。

○秦委員

くじを引いた結果ということではないところは、納得感としてはどうでしょうか。

○物品契約係長

計算式は公表されています。

○契約課長

公表されている計算式は今ご用意していますが、くじになったときの決め方を予め公表しているので、当たった人も外れた人もしょうがないと思われるのかと思います。

議案第3号 日光林間学園厨房用ボイラー改修工事

○工事契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は429万円、契約の相手方は、株式会社阜月設備、区内業者となります。予定価格については事前公表、458万

円余でした。工事の概要ですが、校外施設の日光林間学園、こちらの厨房用ボイラーの取り換え工事です。審議いただくのは、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。この案件には特殊事情があり、履行場所が日光市と近隣の場所ではないことが大きなところで、また予定価格もそれほど高くなく、入札参加者が確保できるのか懸念されたため、給排水の業種でC、Dランク該当の区内業者、全20者を指名しました。C、Dランク該当の区内業者に支店業者はなかったため本店業者のみでした。開札結果ですが、初度入札で株式会社阜月設備が落札、落札率は93.53%でした。2者から応札があり、12者が辞退、6者が不参でした。次順位の応札者は予定価格の満額でした。辞退理由としては、配置できる技術者がいない、納期内の完工が難しい、遠隔地での施工管理が困難等の理由がありました。

○契約課長

この案件について事前に質問をいただいております。一つは、こうした区外の現場で、区内業者を指名しているのはいかがなものかということです。もう一つは、予定価格に遠隔地ということで旅費等は含まれているのかということです。

○工事契約係長

基本的に旅費等は積算に含まれてはおりません。また、区内業者の指名ですが、足立区の入札は調達サービスを活用しており、給排水で登録している日光市の業者は1者だけです。区の施設ということで、区内業者で発注をしてほしいとの業界要望も過去にあったことを含めまして、区内業者で発注したという経緯です。

○契約課長

もし不落になれば、そのときは、1者しかない業者との随契にするのか、あるいは別の方法で、調達サービスを使わない方法での指名、入札というのとも考えなければいけなかったのかと思いますが、幸いに最初の入札で区内業者に決まりました。

○鈴木委員

発注票に社会保険等未加入業者対策と書かれています。基本的には、未加入の業者は入札に参加することができないと。ただし、社会保険未加入者を一次下請業者とする場合は、理由書を提出しとありますが、こういうことはまああるのでしょうか。そういう業者はいるのかという質問です。

○契約課長

社会保険等加入の確認をどうしているのかということがまずあり、その上で該当の業者がいるのかいないのかという発注課の話もあるので、調べて後でご報告いたします。

○鈴木委員

この文章はどの入札でもだいたい入りますよね。それで実際にどうなっているのかと思いき質問をしました。

○飯塚会長

先ほどのくじ引きについて、事務局から説明があるようなので、お願いします。

○物品契約係長

入札の画面の中に、くじ番号の欄があり、業者はここに3ケタの任意の数字を入力します。算定方法は、くじ対象者が指定した数字を合計して、それを対象者数で除して、余りの数値でシステムが落札者を判定します。

○飯塚会長

これはくじ番号が低い方から0、1、2となっていて、くじ番号は受理した順ということですね。

・物品契約2件

議案第4号 北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画変更等業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約金額は825万円の委託案件となります。契約の相手方は株式会社エイト日本技術開発東京支社で、所在地は中野区です。契約期間は令和4年2月12日から令和5年3月17日までになります。本件は、令和3年7月に策定した北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画の変更案について、住民との協働により検討・作成を行うものです。本件業務には、地区まちづくり計画変更に向けた支援、オープンハウス型説明会用資料作成・印刷及びアンケート集計・分析、まちづくり協議会の運営等に関する支援、窓口案内用リーフレットの作成等が含まれています。オープンハウス型説明会とは、主にイベント時などにテントを出して訪れた人に対して、まちづくりの前提条件や趣旨、設問などを説明した上で、アンケートに回答していただくものとのことでした。事前に質問をいただいた件について、担当所管に確認をいたしました。質問としては、本件の内容からすると、プロポーザルでやってもいいものではないか、競争入札で行う場合とプロポーザルで行う場合の線引きはあるのかということでした。担当所管に確認したところ、本件は北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画の変更に向けた作業支援業務で、業務提案をしてもらうというより区で考えている作業を仕様書に則り行ってもらうものであり、区側で仕様内容をきちんと固めれば、競争入札でどの事業者でもできる業務であるということでした。審議対象アの競争入札参加資格の審査結

果については、41頁の入札業者表のとおりとなります。本件は10者を指名しておりますが、7、8、9が下見積業者であり、9が落札業者です。本件については、平成30年頃から関連する案件が複数存在しますが、今回の下見積業者3者は関連案件に携わったことがある業者となっています。その他、これまでの類似案件の入札状況や事業者の希望業種、他自治体の類似案件の参加状況を参考に、区内業者1者を含む全10者を選定しております。審議対象の入札経過については、42頁の入札見積経過調書をご覧ください。選定した10者のうち7者が入札、2者が辞退、1者が不参でした。辞退理由については、人員の調整、確保ができなかったためというものでした。入札した7者のうち6者が予定価格内でした。落札率は75%でした。本件は一度の契約変更を行っております。契約変更の内容については、44頁の契約変更内容公表書に記載がありますが、地域へのアンケートの実施、オープンハウス型説明会開催及びアンケート記念品作成の取り止めです。地区まちづくり計画変更に向けて、地域へのアンケート、説明会などを予定していましたが、進行中の北綾瀬駅北西の開発の動向を注視しながら進めた方が、より具体的なアンケートが行われる、地域の方もイメージしやすいなどの考えから、当該業務を取り止めて、たたき台となる行政案の計画づくりだけに変更したというものです。減額分の業務については、来年度以降に業務委託で行うことになりました。

○秦委員

まちづくりの計画ということで長い期間をかけてやられていると思いますが、これまでも委託されていて、北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画策定等業務委託、北綾瀬駅周辺地区都市計画変更等業務委託の内容を踏まえて業

務を行うとなっています。この前に委託されている業務の状況を教えて下さい。その中で、この委託との関連がどうなっているのか知りたいと思います。

○物品契約係長

今までまちづくり構想の展望、まちづく計画、交通の面からの整備など数本が出ていますので、どこの部分がどういう計画であるのかは確認をさせていただきます。

○秦委員

資料に出ている北綾瀬駅周辺地区まちづくり計画策定等業務委託、北綾瀬駅周辺地区都市計画変更等業務委託についてはわかりますか。これは、どこに対して、どういう契約でいくらでやられているのかわかりますか。性質がまったく違うのかどうかを知りたいのですが。今回のものはプロポーザルでやっていない。簡単な業務なので、区の方が企画立案をして、それを受けて行う作業だから指名競争入札でいいという説明でした。質的に違うのかどうか。前にやったのも指名競争入札だったのか、その辺りの類似性、違いなど、比較について教えてもらえればと思います。

○物品契約係長

初めから現在までどういう形で進められているのか、再度確認して回答させていただきます。

○田中副会長

かなり長くやっているのですね。

○物品契約係長

そうですね。北綾瀬地区に関しては、いろいろな所管から契約が出ています。

○田中副会長

なぜ北綾瀬なのでしょう。

○契約課長

千代田線の駅が新しくなり、人口も急増し、足立区でもホットスポットですね。

○秦委員

これは請負契約であり、本来、企画立案は事業者がやるのではないのでしょうか。説明では、単純であり区が企画立案したものを、そのまま作業するというニュアンスが入っていました。そこはきちんと分かれているのでしょうか。例えば、住民説明会をやるときに、その企画立案は事業者がやるのではないのでしょうか。

○物品契約係長

具体的な内容については、そうですね。

○秦委員

そうすると専門性が出てきますが、そこはどうなのでしょう。事業計画の説明会というと、かなり高度に専門的な分野です。それに従事するとなると、あるいは説明資料を作成するのでも、専門性が高いので、本当は事業計画の中身がきちんとわかっていないとできないと思います。そこは金額も大したことがなく、区がよく見ているので大丈夫ということでしょうか。

○契約課長

住民対応でもいろいろあり、会場の準備、設定というところまでは仕様書に定めて業者にやらせて、その場での説明は区の職員がやる、又は区が資料を用意するという区分ができています。可能性もありますので、そうであれば特に問題ありませんが、内容も含まれていて区もいろいろ関与するとなるとまずい話なので、そこは確認させていただきたいと思い

ます。

○秦委員

特に35頁の仕様書の中に、地区まちづくり計画変更素案の検討とあり、かなり専門的なものに見えます。両方が混ざっていて本当に重要な部分があるのか、そうではなく作業的なものなのか、わかりにくくなっています。

○物品契約係長

所管に確認したところ、今まで何件か契約があり他の事業者が受託したこともあります。成果品の著作権はすべて区側にあり、ノウハウは区側にどんどん上がってきます。それで区側でも業者に説明ができるくらいノウハウがあり、なおかつ委託している業務自体も地区ごとに多少の差異はありますが、建設コンサルタントの会社であれば少なからず経験したことがあるものなので、入札状況を見ても通常の建設コンサルタントの会社であればできる業務内容だということでした。

○契約課長

34頁の仕様書の6業務内容ですが、受託者をお願いしているところについて、アンケート票の印刷、配布、回収費用は受託者負担とあるのを逆読みすると、アンケートの素案は区が作り、その先の印刷から配布、回収は業者にと読めるので、そういった意味では業者のスキルは求めているのだろうと読み取れます。

○総務部長

昔は職員をプラスで付けていたのですが、なかなか人をフレキシブルに付けられない事情もあり、コンサルのようなものを入れて手足となってもらおう。例えば議事録の作成や、アンケートの案は区で提示して、体裁を整え

て実際にアンケートを実施するところはやってもらうといった、手足となってやっていただくこと、プラス専門知識があればノウハウを提供していただく。区では計画などが積み重なっていきますが、前はここまでできていましたというような情報を共有しながら、策定の部分的なパーツを担っていただくというようなことでコンサルに入っていたと思います。

○田中副会長

仕様書の中に、事前に区担当職員と協議をするとか報告するなど入っているの、かなり区の担当者が関わっているというように読み取れ、説明があったように区の方である程度用意をしているので入札でも大丈夫というの、理解できると思いました。

○秦委員

あまりそれをやりすぎると、偽装請負という話にもなるので、そこは気を付けないといけないと思います。

○総務部長

委託の内容で、線引きがきちんとされていないと、ご心配されるようなこともあり得ると思います。

○秦委員

本件は大幅な減額になっていて、その一番大きな理由は、アンケートが中止になったということでしょうか。あまりそういうことがないようにはなっているのですが、業者にとって自主的にやりやすい部分が抜けてしまうので、全体的に見て気になります。

10者指名になっていますが、金額的には少ないものだと思います。その中で10者というのは、どのように選択されているのですか。

○物品契約係長

10者というのは、その基準も公開しております、1千万円以上は10者と決まっております、それに従ったものです。過去の類似案件の受注状況や他自治体のまちづくり計画関係の入札状況等も参考に10者を選定しました。

○飯塚会長

落札率が75%と非常に低い点と、7番の業者と他の業者の入札額の差が大きい理由、また下見積業者が落札ということですが、それで何故このように低い落札率だったのか教えて下さい。

○物品契約係長

下見積は落札者を含む3者から取られていてそこから予定価格は算定しております。具体的には3者の額の異常値を排除した平均値で算定するというスキームでやっております。今回に関しては異常値はなかったということなので3者の平均ということになります。個々の入札額に関しては企業努力による部分が大きいのではないかと所管も言っていました。複数の業者から聞き取りをしたということで、この時期は受注も少なくなっていて、少しでも多くの仕事を獲得したいという声も結構あったようです。そういったことも関係しているのではないかと話していました。7番のみが予定価格超過でしたが、コロナ禍のせいでしょうか、多くの仕事を取りたいということもなく通常どおりの積算をしたのかもしれません。確定的なことは言えませんが、そうした背景があったのではないかとのことでした。

議案第5号 包括的就労支援業務委託

○物品契約係長

契約方式は随意契約 2 号該当、契約金額は 6 億 9 6 8 9 万円余、契約の相手方は株式会社パソナで区外業者です。契約期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの債務負担契約になっております。本件は従来区が実施していた生活保護受給者を対象にした就労支援に関して、支援対象者を生活困窮者及び受給者に広げて、それぞれの状況に応じたきめ細やかな就労支援等を行い、自立させることを目指すものです。支援対象者は、自立支援相談を受けた者のうち今後就労が見込まれ、本人が支援を希望する者となっており、1 年度あたり 1 8 5 0 人とかなりの人数を想定しております。業務内容はカウンセリングや多方面からの自立支援、定着支援等、総合的な内容が含まれており、仕様内容でも国家資格を保有する管理責任者の配置なども求めています。本件は価格競争ではなく、プロポーザル方式により業者特定が行われています。プロポーザル方式採用の理由ですが、本契約は実施拠点を設け発注者が指定する生活困窮者及び生活保護受給者に対し就労支援を行い自立を促す業務委託であり、高い専門性とノウハウが必要となるため、単なる価格競争では落札者を決定できないというものです。審議対象の随契業者の選定理由については、5 7 頁の選定理由書をご覧ください。こちらにも公募型プロポーザル方式により業者が特定されたことが記載されています。プロポーザルの経緯については席上配付資料をご覧ください。1 頁から 9 頁までがプロポーザルの公表書です。こちらを区のホームページ及び契約課掲示板に掲示して参加業者を募りました。参加希望業者には、期間内に会社概要や財務諸表、確定申告書の写し、個人情報に関する取り決め資料と一緒に参加表明書を提出していただきました。それらの書類を 8 頁の評価項目に従い区側が審査し、提案書提出者を決定しました。提案書提出者の決定結果

は、1 0 頁のとおりで、パソナを含め 5 者が選定されました。その後、提案書やプレゼンテーションの結果を評価して、最終的な特定結果は 1 1 頁のとおりです。評価の詳細は 1 2 頁に記載があります。

○鈴木委員

実際に採点するというのは、委員会などを開いて行うのですか。

○物品契約係長

プロポーザルの場合は選定委員会を設置して、その委員会で採点し、審議して業者特定を行います。

○契約課長

委員会の構成メンバーですが、福祉分野の場合、学識、弁護士等の専門家と福祉に関わる方の代表及び区職員というのが多いです。

○鈴木委員

結果が見えているということではないのですが、それまでの実績で、結果が最初からわかっていると見えなくもないです。それでは手続き上まずいということで、委員会で審議しますが、実績のあるところが高得点となり継続ということになっているのではないのでしょうか。委員会の採点などに対して、契約課が指摘等をすることはないのですか。

○契約課長

契約課からは、1 2 頁の採点表がそうなのですが、プロポーザルではこうした分類でやって下さいということで庁内に示しています。ただし、この点数の配分をどうするか、又は評価項目のカスタマイズは、委員会の方に委ねてはいます。継続というご発言がありましたが、確かに、実績があるところは業務に対する想像力も働き、プレゼンテーション

で区の意向に沿うような発言もできるということはありません。

○鈴木委員

他の業者が諦めてしまっている面はないでしょうか。他の業者にもノウハウはあるはずなので、パソナ以上の提案が出てこなかったのが残念に思いました。

○田中副会長

2位も高得点で拮抗してますよね。

○総務部長

既存でしっかりやっていると有利というところはあります。きめ細かさの部分が少し勝ることで他の業者が入ってくることもあります。

○物品契約係長

このプロポーザルは新規の案件でして、5年の債務負担も取っているので契約更新ありません。選定委員としては、学識経験者が3名、区民が2名、職員が副区長を含め2名の合計7名の構成です。

○飯塚会長

わかればで結構ですが、利用者数の想定が1年あたり1850人で、実績としてはどうなのでしょう。5年間と長期間ですが、想定より人が来なかったり逆に多かったりすると、負担が変わるのではないのでしょうか。利用者数で負担が違ってくるといいますので、そもそもの想定人数が合っているのかが気になりました。

○契約課長

生活保護受給者等の就労支援なので、なかなか想定どおりいかないと思います。差が出てくれば契約変更してもらわないといけな

いと思います。

○飯塚会長

利用者数も加味して契約変更する可能性があるということでしょうか。

○契約課長

そういう事態になれば判断しなければいけないということです。

○秦委員

生活保護受給者と生活困窮者、一体的にやるようになったところが改正点です。それ以前は生活保護受給者への就労支援ということで、かなり長くやっているとありますが、それまでの契約の状況はどうなっていますか。パソナと5年という長期の契約でやっているのでしょうか。また、契約金額がいくらだったのでしょうか。

○契約課長

確認をします。経緯としては、この契約の前に、確か4、5年で生活保護受給者単独の就労支援をやっていました。その前は区が雇用した非常勤職員の就労支援専門員が就労支援をやっていました。平成20年の後半に業務委託という形態をとり、生活保護受給者単独の就労支援をやっていました。後発で生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給者とは別に始まりました。そのときの理由は、生活保護受給者と生活困窮者とでは対象や就労に向かうモチベーションが違うので、分けてやった方がいいだろうという考え方によるものです。しかし、対象者が生活保護と生活困窮を行ったり来たりしている場合があるため、行政の考え方で分けないで、どちらにいても同じ支援を受けられるようにということで、一体的な形態になったものです。

○秦委員

令和3年度までは長期でやっていたのですか。

○契約課長

プロポーザルによる契約更新でやっていました。

○秦委員

本案件は長期継続契約ではないのですか。

○物品契約係長

長期継続契約ではなく債務負担契約です。

○秦委員

長期継続契約とは違うのですか。

○契約課長

議会の承認の上で行うものです。

○秦委員

5年という長い期間には環境も大きく変わることがあります。そのときの契約変更については条項で規定されているのですか。弾力的に変更できるのでしょうか。

○物品契約係長

協議のうえ変更できるとなっています。また、天災等の不測の事態にできますという別の条文もあります。原則的には、業者又は区側の都合から何かしらの事情変更が生じたときに、双方で協議し、妥当かどうかを判断した上で変更することになります。

○秦委員

再委託は不可となっていて、個別事情があれば応じるとなっていると思いますが、再委託の状況はどうなっていますか。

○物品契約係長

再委託は承認を得れば可能となっていますので、状況は確認して報告します。

○秦委員

契約の効果ですが、定着率などはどの程度ですか。

○契約課長

所管の方でまとめていると思いますので、取り寄せます。

○秦委員

受け入れ側の企業は十分に確保されているのでしょうか。

○契約課長

求人の開拓もセットにした委託になっているので、非常勤職員による就労支援だけのところに比べれば進んでいると思います。プロポーザルでもそうした能力は評価しているはずです。

○秦委員

委託先では何人体制くらいで業務を実施しているのでしょうか。仕様からは責任者の体制で5、6人くらいかと思いますが、スタッフ全体ではどれくらいになるのでしょうか。

○契約課長

確認します。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

（２）公契約制度検討審議

議案第６号 令和４年度予定価格事後公表の
試行実施結果について（令和５年１月２５日
現在）

○契約課長

事後公表については、国の通知に基づいて
区でも拡大していこうという中で、試行とい
うことでやってきました。事前公表すると入
札額が予定価格に貼り付くというところがあ
ります。しかし、いきなり事後公表にしてし
まうと、事業者側の積算能力や安かろう悪か
ろうの工事になってしまうのではという懸念
があり、試行で実施してきたところです。今
年度の評価ですが、２７件試行実施した中
で、２６件は何とか落札に至っており、１件
だけ、大谷田公園の改修ですが、これだけが
再度公告しても落札者が決定していないとい
う状況です。基本的には事後公表にしても落
札に至っているというところでは、まずは一
安心というところです。事後公表にした効果
ですが、事前公表では価格が貼り付く可能性
がありますが、事後公表であれば事業者が自
分の数字で金額を入れてくるので、予定価格
と差がでる、落札差額が見込めるというところ
です。その累積は３億７千万円程、その
分の区における余分な支出が抑えられたとい
うことになります。落札率ですが、平均で９
６％、１００％では区にとって痛い話で、あ
まり低すぎるとダンピングという話にもなる
ので、そうしたところからは９６％というの
は、ちょうどいい落ち着いた数字と思えるも
のです。最終的にまとめますと、２９年度か
ら事後公表をやってきた中で、特に事前公表
と比べて事後公表になったことで心配された
ことは生じていないという一つの結論に達し
ましたので、入札制度改革にあたり行ってき
た事業者団体とのやり取りの中で、事後公表
について区としては拡大したいことを伝え、

事業者団体もそれはやむを得ないということ
で合意もできており、試行という冠は令和４
年度ではずし、令和５年６月からは対象を予
定価格１億円以上から６千万円に拡大したう
えで、本格実施していきたいということで
す。

○秦委員

等級も拡大しているし競争環境は変わって
きて、すぐに効果はでないとしても、これか
らおいおいでてくるでしょう。

○契約課長

１０月は４項目だけの改善でしたが、大き
いのは５年６月からの８項目です。それ以降
は検証しつつ、団体とも３年後に一定程度の
見直しを約束しているので、それはきちんと
やっていきたいと思っています。

○飯塚会長

お諮りします。議案第６号令和４年度予定
価格事後公表の試行については、昨年に出さ
れた当審議会の答申も踏まえて今後も適切に
対応されることを、事務局に要望するという
ことでいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

３ 報告事項

（１）令和４年度の不調・不落について（１
２月末現在）

○契約課長

１２月末現在で５４件発生しています。令
和４年度の特徴としては、物価の上昇があり
事業者が入札に慎重であった、指名しても入
札しないという傾向が見受けられました。し
かし、設計については事業者が選べる環境も
あったのかなという印象は持っています。

○鈴木委員

資材等がどんどん上がってくるので、業者も大変ですが、発注する側も大変になってくるのではないのでしょうか。

○契約課長

資材については、昨年の夏前後でしょうか、急激に上昇して、今は落ち着いてきています。今後怖いのは人件費の方だと思います。国が賃上げを声高に言っています。

○秦委員

入札制度を変えていって、1年後2年後には様子が変わってくると思いますので、これだけを見てあまり言う必要はないのかもしれませんが、課題はあると思います。最低制限価格にかかっているのが散見されます。最低制限価格と予定価格の幅が非常に狭いです。ダンピング防止というものではありません。低入札調査の方はもう少し広がっていて、しかも調査してほとんどがクリアしている状況があります。その中で、幅の狭い最低制限価格に引っかかって不落になっています。それについてどう考えるべきか、常に課題としてあるわけです。当面は手を付けないということなのでしょうが、最低制限価格未満も再入札のときに入札できるようにするなど、そうした部分は必要だと思います。1億8千万円で低入札調査と最低制限価格を区分しているところは今後も注視していくというのが今の方向性で、それはそれでいいと思いますが、最低制限価格に引っかかると再チャレンジできないというのは問題だと思います。入札する意思はあるわけです、しかも低い価格で。ダンピング防止という意味はあるのですが、狭い幅の中ではそれも言いにくいと思います。ここは考えなくてはいけないと強く思います。また、最低制限価格を下回っている業者

が結構いるにもかかわらず、価格を見直して再度発注して落札となるケースがあります。価格の見直しは何かというと、おそらく超過者がいるために価格を引き上げているのだと思います。しかし低い価格の人がいるわけですから、無理に引き下げているのかもしれませんが、何かおかしい感じがして、非常に気になるところです。最低制限価格を下回っているところが再チャレンジできる仕組みを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。これまでに言っている話ではありますが、不落不調については、今後は制度改正により落札しやすい環境になると思います。不落随契を行っていくということで高い入札に対しては措置するようですが、低い入札に対してはどうなのでしょう。

○契約課長

大きい工事では低入札調査で拾えているのですが、低いところについては拾えていないのが実情です。その点の解消となると、行政側のマンパワーの話とダンピングにはならないという説明が難しいという面があります。安い方がいいという面はありますが、そこで働いている人もいて、その調和をどう図るのか難しいというところがあります。

○田中副会長

これは報告事項ですが、きちんと審議をした方がいい問題かもしれませんね。

○秦委員

1回目が不落になり、指名競争入札に切り替えて落札というのが多いです。これからも臨機応変にやっていくとのことで、それはいいと思いますが、公募入札の時には手を挙げなくて、指名にすると落札するというのは、何故なのでしょう。

○工事契約係長

理由としては、入札参加制限の関係だと思っています。公募で手を挙げて落札すると、額によって入札参加制限がかかりますが、指名になるとかからなくなります。

○秦委員

そういうことですね。それならわかります。そういうのは多いのですか。

○工事契約係長

公募では手を挙げないけれども指名ならやるという事業者はいます。技術者が余っている会社ほどそういう傾向はあります。

○契約課長

狙っている工事があると、その周辺では手を挙げないということはありません。

○秦委員

そういう意味では、指名に切り替えていくというのは重要ですね。

○田中副会長

今後どう変わっていくのか楽しみです。

(2) 指名停止措置状況について(9月～12月)

○契約課長

物品と工事、9月から12月それぞれ5件ずつ指名停止措置を行いました。原因はすべて他自治体におけるものです。

(質疑なし)

(3) 令和5年度労働報酬下限額(案)について

○契約課長

令和5年度労働報酬下限額について、労働

報酬審議会より答申をいただき、2月中に告示する予定です。1番については区発注の工事にかかる労働報酬下限額として、熟練労働者、一人親方については、公共工事設計労務単価の90%、これは前年度と同様です。熟練工以外の労働者については71%、前年度の70%から引き上げとなりました。労働者代表委員からは熟練工との線引きについて意見がありましたが、その線引きは難しいという議論も踏まえ、それでは金額を上げようというところで、70%から71%に上がったところです。2番については工事以外の請負契約、業務委託にかかるもので、令和5年度1130円ということになりました。考え方としては、足立区職員、事務の高卒初任給月額を1時間あたりに割り返した金額を引用しようということで決まりました。3番については指定管理協定にかかるものです。区内施設については、保育士と保育士以外という区分で、保育士以外については業務委託の金額、保育士については業務委託の金額に100円上乗せした金額ということで決まりました。区外施設ですが、県の最低賃金額は東京都よりも低くなっていますので、それを参考に、加えて、それぞれの市町の役所職員の賃金単価も参考にしています。業務委託と指定管理の前年度との差額がすべて36円になっています。現状では、足立区の労働報酬下限額は東京都の最低賃金額より22円上回っております。令和5年10月には最賃額がまた上がりますが、それを踏まえて、その金額以上を確保しようということで議論がなされ、現状の22円に36円増額した差額があれば令和5年10月の最賃改定後もクリアできるだろうということで決定したものです。

(質疑なし)

(4) 公契約条例アンケートの実施状況につ

いて

○契約課長

公契約条例アンケートを区として実施するという事を前回ご報告しました。その回収、集計状況になります。11月一杯まで実施としていましたが、その時点での回収率が非常に低く、1か月期間を延長しました。2番の回答状況のところで、その比較を載せています。工事については、区から直接の依頼ができないところがあり、やむを得ないと思っていましたが、委託、指定管理のところが厳しい状況でして、これを見て1か月延長し、個別に働きかけようということで判断をさせていただきました。その結果、委託、指定管理ともに大きく数字を上げることができました。今回はウェブでの回答を追加しましたが、回答方法別の人数も記載しております。労働者の方は郵送、持参が多かったのですが、事業者の方はウェブでの回答も多かったようです。現在、集計結果を分析しておりますので、次回の審議会では区としてどう捉えるのかなどについてもお示しできるかと考えています。

○飯塚会長

平成27年度実施のときは対象者が少なかったのですね。

○契約課長

今回は全数調査としておりまして、前は1事業者10人から20人程度に回答してもらったりやり方をしておりましたので、調査のやり方の違いがありました。

(5) 低入札調査案件について(9月～12月)

○契約課長

対象となったのは1件で、旧本木小学校解体工事です。低入札の理由については、

という
ことで、その確認を取り落札決定いたしました。

(質疑なし)

○飯塚会長

以上で、報告事項を終了します。

その他、委員のみなさまから何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○鈴木委員

工事にしても物品にしても、契約どおりに履行されたということは、契約課に報告が来るのでしょうか。問題があれば、それはわかると思いますが、問題なく終わったという報告は来るのですか。

○契約課長

工事と物品の購入については、金額の大きなものは契約課の検査員が完了検査をします。各所管に権限が下りているものについては、各所管で検査を行うことになります。区の契約は検査をしないと支払いに至らない仕組みになっていますので、所定の人間が必ず検査を行っております。

4 閉会

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回審議会日程について説明】

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

－全委員了承－

○飯塚会長

以上をもって令和４年度第３回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。